



新型コロナウイルス感染に関する

各都道府県の競技会再開に向けた感染拡大防止ガイドライン

(主催者向け)

1. ガイドラインの位置づけ

- (1) 競技会を開催するにあたっての基準
- (2) 開催時における感染拡大予防のための留意点

2. 競技会開催にあたっての基本的な考え

5月25日全都道府県で緊急事態宣言の解除がされましたが、競技会開催は運動及び練習が完全に新型コロナウイルス感染騒動以前と同じようにできていることが前提となります。

競技会開催にあたっては次の取り組みを十分検討し、各都道府県協会でも地域の感染状況の把握および行政の発する方針を取り入れてください。

- (1) 基本的には都道府県行政が発する方針に従うことが大前提であり、開催実施判断に迷われた際は、管轄協会および開催施設と十分協議すること。
- (2) 競技会を開催するにあたり、感染防止のため主催者が実施すべき事項や参加者が遵守すべきことをあらかじめ整理し、通告あるいは掲示案内を行うこと。

3. 主催者が行う事前感染防止策

- (1) 競技会の役員、選手、観客の参加数（特例としてのセコンド数、観客の有無、会場内の椅子数の設置・一定距離等）を最小限として検討する。
- (2) 審判、監督会議の最小限時間の設定を計画する。
- (3) 開・閉会式、表彰式等の省略可を検討する。
- (4) 感染防止策チェックリストの準備〔資料1（サンプル）〕を行う。

※感染防止策チェックリストはサンプルですので、実状に合わせて活用してください。

なお、競技会参加者（観客も含む）用は各都道府県で作成をお願いします。

4. 競技会が開催された場合

- (1) 事前の感染防止策が周知できているか会場内を定期的に確認、遵守できていない場合は注意喚起を行う。
- (2) 競技会終了後、2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発生した場合は、主催者に対して発生者またはその関係者に報告をさせ速やかに濃厚接触者の有無等を確認させる。

5. 主催者が周知する事項

- (1) マスク等の準備を関係者（参加者、許可する観客等）へ通知する。
- (2) 手洗い・うがいの励行を促す。
- (3) 消毒液および石鹸等の準備を行う。
- (4) 会場内の換気（空気の入れ替え）を行う。
- (5) 「密閉」「密集」「密接」の3密にならないように厳守させる。
- (6) 更衣室、休憩・待機スペースでの人と人との一定距離の保持を行わせる。
- (7) ゴミの回収、廃棄について、ゴミはビニール袋に入れ完全に密封する。

※以上不足のものがあれば追加をお願いいたします。